

山梨県公報

号外第二十一号
平成二十七年三月三十日 火曜日

備考	<p>一 この表において「普通自動車用区画」とは、軽自動車用区画以外の区画をいう。</p> <p>二 この表において「軽自動車用区画」とは、区画に「軽」と表示された区画をいう。</p>
----	--

目次

規則

- 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例施行規則.....一
- 山梨県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則.....三
- 山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則.....三

規則

山梨県規則第十八号

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例施行規則を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後藤斎

(趣旨)
山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例施行規則

第一条 この規則は、山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例(平成二十七年山梨県条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(車両の規格)

第二条 条例第五条第十号の規則で定める規格は、次の表のとおりとする。

区分	規格
普通自動車用区画	長さ 五・〇メートル 幅 二・〇メートル
軽自動車用区画	三・五メートル 一・五メートル

- 第三条** 第六条第一項前段の知事の許可(以下「行為の許可」という。)を受けようとする者は、行為を行おうとする日の十四日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 申請に係る行為の具体的な内容
 - 三 申請に係る行為を行う日時又は期間
 - 四 前三号に掲げるもののほか、行為の許可に係る審査をするため参考となるべき事項
- 2 前項の申請書には、当該申請に係る行為を行おうとする場所を示した図面を添付しなければならない。この場合において、当該申請に係る行為が工作物等の設置を伴うときは、当該工作物等の種類、設置場所等を記載するものとする。
- 3 知事は、行為の許可をしたときは、当該行為の許可の申請をした者に対し、許可書を交付するものとする。
- 4 行為の許可を受けた者は、当該行為の許可に係る行為を行うときは前項の許可書を携帯し、知事又は当該職員から求めがあつたときはこれを提示しなければならない。
- (行為の許可の変更の申請)
- 第四条** 第六条第一項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 変更しようとする事項及び変更後の事項
 - 三 変更の理由
 - 四 前三号に掲げるもののほか、行為の許可の変更の許可に係る審査をするため参考となるべき事項
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、行為の許可の変更の許可について準用する。この場合において、同条第二項中「図面」とあるのは、「図面及び既に交付されている次項の許可書の写し」と読み替えるものとする。
- (タクシードライバー待機場利用許可の申請)

第五条 条例第七条第一項前段の知事の許可（以下「タクシー待機場利用許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 タクシー待機場を利用する車両の数及び当該車両の自動車登録番号（道路運送車

両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九条に規定する自動車登録番号をいう。）

三 利用の期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条の許可を受けたことを証する書類

二 申請に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法第六十条第一項の自動車検査証（許可書等の交付等）をいう。）の写し

第六条 知事は、タクシー待機場利用許可をしたときは、当該タクシー待機場利用許可の申請をした者に対し、許可書及び証票（第二項から第五項までにおいて「許可書等」という。）を交付するものとする。

2 タクシー待機場利用許可を受けた者（以下この条及び第八条第一項において「許可事業者」という。）は、当該タクシー待機場利用許可に係る車両に、前項の証票を掲示しなければならない。

3 許可事業者は、許可書等を汚損し、破損し、滅失し、又は亡失したときは、知事に對し、許可書等の再交付を申請しなければならない。

4 前項の規定による許可書等の再交付の申請をする許可事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該汚損し、又は破損した許可書等を添えて、知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再交付を必要とする理由

5 許可書等の再交付を受けた許可事業者は、亡失した許可書等を発見したときは、速やかに、当該発見した許可書等を知事に提出しなければならない。

（タクシー待機場利用許可の変更の申請）

第七条 条例第七条第一項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとするとき

は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項及び変更後の事項

三 変更の時期

四 変更の理由

2 前項の申請書には、変更に係る事実を証する書類を添付しなければならない。

3 前条の規定は、タクシー待機場利用許可について準用する。

（使用料の徴収）

第八条 知事は、タクシー待機場利用許可をしたときは、当該タクシー待機場利用許可の日から起算して三十日以内に、当該タクシー待機場利用許可に係る許可事業者に対し、納入通知書を交付するものとする。

2 前項の規定にかかるらず、タクシー待機場利用許可に係る利用の期間が翌年度にわたる場合においては、翌年度の使用料は、当該年度に納入通知書を交付するものとする。

（使用料の減免）

第九条 条例第十条の規定により甲府駅南口駅前広場の使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用料の減額又は免除を求める理由

三 使用料の額（使用料の還付）

第十条 条例第十二条ただし書の規定により還付する使用料の額は、既に納付した使用料の額がタクシー待機場利用許可に係る利用の期間の初日から当該タクシー待機場利

用許可の取消しの日までの期間につき月割計算により算出した使用料の額を超える場合に、その超える額に相当する額とする。この場合において、当該期間に一月未満の端数があるときは、当該端数は、一月とする。

2 使用料は、本人の請求により還付するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（準備行為に係る手続）

2 条例附則第二項の規定の適用に当たっては、この規則の施行の日前においても、第五条から第九条までの規定の例により行うものとする。この場合において、第八条第一項中「当該タクシー待機場利用許可の日」とあるのは、「条例の施行の日」とする。

山梨県規則第十九号

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後藤 蔡

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則（平成二十四年山梨県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 条例第二十七条第一項第二号の規則で定める食品又は添加物は、次に掲げる事項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準に違反する食品又は添加物とする。

一 消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）

二 賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。）

三 アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。）

四 保存の方法

五 使用の方法

第二条第三項中「第二十七条第一項第二号」を「第二十七条第一項第三号」に、「、食品等の生産」を「又は食品等の生産」に、「又は」を「若しくは」に改め、「同項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後藤 蔡

山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

山梨県食品衛生法施行細則（昭和三十三年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を削る。

第二十条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第十五号様式」を「第十七号様式」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第十六号様式」を「第十八号様式」に改め、同条第三項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「第十七号様式」を「第十九号様式」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条の見出し中「休止」を「営業の休止」に改め、同条第一項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「休止・再開届（第十三号様式）」を「営業休止・再開届（第十号様式）」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「廃止届（第十四号様式）」を「営業廃止届（第十六号様式）」に改め、同条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（衛生管理に関する届出）

第十九条 条例第六条第一項の規定による危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理の開始の届出は、危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理開始届（第十三号様式）を提出して行うものとする。

2 条例第六条第二項の規定による危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理廃止届（第十四号様式）を提出して行うものとする。

第二十二条中「別表第一第一号ト(1)」を「別表第一第一号リ(1)」に、「食品等規格基準」を「法第十一條第一項の規定に基づき食品及び添加物に関し厚生労働大臣が定める規格基準（第二十六条第一号及び第二号において「食品等規格基準」という。）」に、「清涼飲料水の製造基準の原水の検査に係る」を「食品の製造に使用する水に係る検査の」に改め、「当該」を削り、「必要な項目」の下に「として知事が別に定めるもの」を加える。

第二十三条中「別表第一第一号チ(2)」を「別表第一第一号ヌ(2)」に改める。

第二十四条（見出しを含む。）中「別表第一第一号チ(2)(2)」を「別表第一第一号ヌ(2)(2)」に改め、同条第四号中「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。）又は」を「、法第二条第一項に規定する」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二十五条中「別表第一第一号ヲ」を「別表第一第一号カ」に改める。

本則に次の一条を加える。

（製品の安全性の確保のための検査）

第二十六条 条例別表第二第一号ヘ(10)の規定による製品の検査は、次に掲げる項目のうち、当該製品の安全性を確認するために必要な項目として知事が別に定めるものについて行うものとする。

一 食品等規格基準に規定する食品の成分規格の基準に係る項目

- 二 食品等規格基準に規定する添加物の成分規格の基準及び使用基準に係る項目
三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる検査の項目

イ 細菌学的検査
ロ 理化学的検査

第十七号様式中「第20条関係」や「第21条関係」に改め、同様式を第十九号様式へやる。

第十六号様式中「第20条関係」や「第21条関係」、「第7条第1項」や「第8条第1項」、「届け出ます」や「届け出ます」に改め、同様式を第十八号様式へやる。

第十号様式中「第20条関係」や「第21条関係」、「選任(変更)しました」や「選任(変更)した」、「第7条第1項」や「第8条第1項」、「届け出ます」や「届け出ます」に改め、同様式を第十七号様式へやる。

第十号様式中「第19条関係」や「第20条関係」、「廃止届」や「営業廃止届」、「廃止しました」や「廃止した」、「第6条第2項」や「第7条第2項」、「届け出ます」や「届け出ます」に改め、同様式を第十号様式へやる。

第十号様式中「第19条関係」や「第20条関係」、「休止・再開届」や「営業休止・再開届」、「第6条第1項」や「第7条第1項」、「届け出ます」や「届け出ます」、「休止(再開)年月日」や「休止(再開)をしようとする年月日」、「の理由」や「をしようとする理由」に改め、同様式を第十五号様式へ、第十一号様式の次に次の二様式を加へる。

第13号様式（第19条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

届出者の住所

氏名

印

（法人の場合は、その名称、所在地及び
代表者の氏名）

危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理開始届

次のとおり危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を開始したので、山梨県食品衛生法施行条例第6条第1項の規定により届け出ます。

- 1 営業施設の所在地及び名称
- 2 営業の種類
- 3 許可年月日及び指令番号
- 4 危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理の開始年月日

第14号様式（第19条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

届出者の住所

氏名

印

（法人の場合は、その名称、所在地及び

代表者の氏名）

危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理廃止届

次のとおり危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を廃止したので、山梨県食品衛生法施行条例第6条第2項の規定により届け出ます。

- 1 営業施設の所在地及び名称
- 2 営業の種類
- 3 許可年月日及び指令番号
- 4 危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理の廃止年月日

附 則

（施行期日）
1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この規則の施行の際現に掲示されているこの規則による改正前の第十七号様式による標識は、この規則による改正後の第十九号様式による標識とみなす。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番